

電子入札運用基準（受注者様向け）

令和5年2月1日

電子入札運用基準

目次

- 第1章 電子入札の基本方針（第1条・第2条）
- 第2章 案件登録（第3条—第5条）
- 第3章 利用者登録及びICカードの取扱い（第6条—第11条）
- 第4章 証明書等の提出（第12条・第13条）
- 第5章 入札書等の提出（第14条）
- 第6章 開札（第15条—第21条）
- 第7章 提出書類等の取扱い（第22条—第27条）
- 第8章 紙入札（第28条—第32条）
- 第9章 障害発生時の対応（第33条・第34条）
- 第10章 電子入札システムにより発行された文書の取消し（第35条）
- 第11章 電子入札システムの運用時間（第36条）

第1章 電子入札の基本方針

（目的）

第1条 機構において競争に付する契約案件のうち、電子入札で行う旨を指定した案件は、電子入札システムで処理するものとし、電子入札以外の紙による入札（以下「紙入札」という。）は、原則として認めない。

（電子入札の対象）

第2条 電子入札の対象となる入札種類及び落札方式は次の各号のとおりとする。

- 一 入札種類： 一般競争入札、指名競争入札
- 二 落札方式： 最低価格落札方式、総合評価落札方式

第2章 案件登録

（案件登録）

第3条 機構が電子入札で行う旨を指定した案件は、当該入札に係る情報を電子入札システム及び入札情報公開システムに登録する。

（公告日以降の案件の修正及び手順）

第4条 機構は、公告日以降において、案件登録した情報について錯誤が認められた場合には、以下の手順により速やかに案件の再登録を行う。

- 一 錯誤案件に対して技術資料等の提出が行われるのを防ぐため、締切日時の変更を行う。
- 二 件名に錯誤案件である旨の修正登録を行い、各省各庁における物品の製造・販売等に係る一般競争（指名競争）の入札参加資格（以下「全省庁統一資格」という。）又は国土交通省若しくは内閣府沖縄総合事務局の一般競争（指名競争）の入札参加資格

(以下「国土交通省等の資格」という。)を有している者であって、電子入札に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)に示す。

三 新規の案件として改めて登録する。

四 既に技術資料の提出があった入札参加者に対しては、確実に連絡の取れる方法で連絡を行い、改めて登録した案件に対して技術資料を提出するよう依頼する。

(紙入札への切替時の処理)

第5条 特段の事情により機構が当該案件を電子入札から紙入札へ切替えるに至った場合には、当該案件名に「(紙入札に移行)」と修正登録を行い、以降当該案件にかかる電子入札システム処理を行わないものとともにに入札参加者に対し、当該案件にかかる電子入札システムによる処理は行わないように指示する。

第3章 利用者登録及びICカードの取扱い

(利用者登録等のための申請)

第6条 入札参加者に、第7条に定める利用者登録の必要が生じた場合、登録済みの内容に変更が生じた場合、利用者登録通知書(様式2)の紛失等による再発行を要する場合、又は、電子入札コアシステム対応の電子証明書を発行する民間認証局(以下「認証局」という。)にて発行した電子証明書を格納したカード(以下「ICカード」という。)の情報を変更したことにより、当機構の登録情報とICカードの情報が異なる場合には、インターネットを用いた申請によるものとし、機構から利用者登録番号及びパスワードの通知を受けるものとする。

登録申請に必要な申請項目は以下の通りとする。

一 基本事項

- イ 申請種類
- ロ 入札希望種類
- ハ 委任状の有無

二 本社情報

- イ 商号又は名称
- ロ 代表者役職
- ハ 代表者氏名
- ニ 郵便番号
- ホ 所在地
- ヘ 電話番号

三 事業所情報(ICカード情報が本社と異なる場合)

- イ 事業所名
- ロ 名義人(受任者)役職
- ハ 名義人(受任者)氏名

四 担当者情報

イ 所属
ロ 氏名
ハ 電話番号
ニ メールアドレス

2 機構は、前項により入札参加者から申請があった場合は、利用者登録通知書をもって、利用者登録番号及びパスワードを通知する。

3 機構は、前各項にかかわらず、機構の入札競争参加資格を取得する者に対し、利用者登録番号及びパスワードを通知する。

(入札参加者の利用者登録)

第7条 入札参加者は、ICカードを取得し、電子入札システムにて利用者登録を行う。

2 利用者登録の内容に変更が生じた場合は、速やかに登録内容の変更を行わなければならない。

(登録 ICカードの取扱い)

第8条 入札参加者は、1者につき複数枚のICカードを利用登録できる。

2 入札参加者は、利用者登録済みのICカード（以下「登録ICカード」という。）の失効が生じた場合（登録ICカードの有効期限が到来する場合において、認証局へ失効届を提出したときを含む。）は、新たに取得したICカードをもって再度利用者登録を行う。

(ICカードの不正使用等の取扱い)

第9条 入札参加者は、不正に登録ICカードを用い、又は失効事由が生じている登録ICカードを用いて電子入札に参加してはならない。

2 機構は、開札後落札者又は落札者となり得る候補者（以下「落札候補者」という。）に前項に反する入札が判明したときは、落札候補者の取消し、契約締結の保留、契約解除等の措置を行うことができる。

(ICカードの名義)

第10条 電子入札を利用することができるICカードは、全省庁統一資格又は、国土交通省等の資格若しくは、機構の入札競争参加資格における競争参加資格認定通知書に記載されている者（以下「代表者」という。）又は代表者から入札権限及び契約権限について委任状（様式3）により委任を受けた者（以下「受任者」という。）のICカードに限る。

(入札権限の委任)

第11条 受任者による電子入札の利用は、次の各号により委任状が提出された場合に限り認めるものとする。

一 提出時期

委任状は、最初の入札参加手続前までに提出を求めるものとし、入札手続途中における提出は認めない。

二 委任状の内容

イ 入札についての権限及び契約締結についての権限が委任されていなければならな

い。

ロ 電子入札において、復代理人は認めない。

ハ 委任期間は競争参加資格の有効期限を限度とする。また、委任期間内に代表者又は受任者に変更があった場合及び受任者のＩＣカードについて有効期限満了等による変更又は追加があった場合には、変更内容について、速やかに機構に書面により届け出るものとする。

三 添付書類

委任状には、受任者のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付するものとする。

2 個別案件における委任は原則として認めない。ただし、代表者又は受任者のＩＣカードが、代表者の変更、有効期限の満了等の理由で失効することが開札までの間に確実な場合には、個別案件における委任を認めることができるものとする。

3 経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）において入札可能なＩＣカードは、経常JVの代表会社の代表者（競争参加資格認定通知書に記載されている者）又は当該代表者から第10条に基づき委任された者のＩＣカードとする。また、経常JVの応札にあたっては、構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札に関する権限についての委任状又は個別案件についての委任状の提出を必ず求めるものとする。

4 特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）において入札可能なＩＣカードは、特定JVの代表会社の代表者（競争参加資格認定通知書に記載されている者）又は当該代表者から第10条に基づき委任された者のＩＣカードとする。また、特定JVの応札にあたっては、特定JVの構成会社の代表者から代表会社の代表者に対する入札に関する権限についての個別案件についての委任状の提出を求めるものとする。ただし、第10条に基づく支店長等の受任者が特定JVを結成している場合には、特定JVの構成会社である受任者から代表会社である受任者に対する入札に関する権限についての委任状又は個別案件についての委任状の提出を必ず求めるものとする。

5 機構は、入札参加申請等のあった業者について、当該業者の業者名及びＩＣカードの名義氏名により競争参加資格の有無を確認する。

6 前項の確認は、第10条に規定する当該業者の代表者又は受任者か否かの確認を行うものとする。確認した結果、入札の権限を有しないと判断された場合には、機構は、入札参加者に電話等で通知するものとし、この場合において、入札参加者が次の各号の方針によらなければ、当該案件への参加を認めないものとする。

一 代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードにより、再度入札参加申請等を行う。

二 代表者又は代理権限のある名義人のＩＣカードがない場合、紙入札による参加を申請する。

7 代表者のＩＣカードにより入札等を行い落札した場合には、代表者又は代表者から委任状により契約権限の委任を受けた者と契約を締結することができる。受任者のＩＣカードにより入札を行い落札した場合には、原則として、当該入札をした受任者又は代表者と契約を締結することができる。

8 入札参加者は、入札手順の開始以降、使用していたＩＣカードについて、ＩＣカード発行機関のＩＣカードの利用に関する規約上の失効事由が生じた場合又は有効期限の満

了により開札までの間に使用することはできなくなることが確実な場合において、当該入札に関し入札権限のある他のＩＣカードに変更しようとするときは、機構にＩＣカード変更承諾申請書（様式4）を提出するものとする。この場合において、ＩＣカード変更承諾申請書には、変更後のＩＣカードの企業情報登録画面を印刷したものを添付するものとする。

機構は、変更後のＩＣカードに関して入札権限等に問題がないことが確認できる場合についてのみ変更を承諾するものとする。

第4章 証明書等の提出

（証明書等の提出）

第12条 入札参加者は、入札説明書に記載する参加申請及び証明書等（以下「証明書等」という。）を、証明書等受付開始日時から証明書等受付締切日時までに入札説明書に記載された証明書等を提出しなければならない。

2 機構は、前項により証明書等の提出を受けた場合は、受付通知書を発行し、また、提出された証明書等の内容を審査し、その結果を通知する。

（証明書等の提出方法）

第13条 入札参加者は、第24条に定める場合を除き、電子入札システムにより、証明書等を提出する。なお、ファイル数が複数になる場合は、第23条に定める圧縮方法によって圧縮し、ひとつのファイルにして提出する。

2 前項にかかわらず、証明書等の提出締切後、入札書提出締切前にＩＣカードが取得できる者は、機構の入札事務担当者（以下「入札担当者」という。）と協議の上、証明書等の提出期限までに電子入札システムを用いずに証明書等を提出することができる。この場合、ＩＣカードを取得した後、入札担当者の指示に従い入札書提出締切前に電子入札システムによる証明書等の提出も行うものとする。

3 第一項にかかわらず、システム障害により電子入札システムによる証明書等の提出ができない場合は、入札担当者と協議の上、電子入札システムを使用しないで提出することができる。

4 証明書等のうち競争参加資格の写しについては、入札提出締切までに提出することを条件に、入札に参加することができる。その場合は、入札参加者は、入札参加申込書（様式5）を機構に提出するものとする。

第5章 入札書等の提出

（入札書等の提出方法）

第14条 入札参加者は、入札説明書に記載する入札書受付開始日時から入札書受付締切日時までに入札に必要な事項を入力し、電子入札システムにより入札書を提出する。また、内訳書の提出を求められている案件については、入札書の提出時に当該内訳書を提出する。なお、提出された入札書の引換え、変更又は取消しをすることはできない。

第6章 開札

（開札の執行）

第15条 機構の契約担当は、事前に設定した開札日時に開札を行う。ただし、当該入札に

第8章に規定する紙入札により入札参加する者（以下「紙入札業者」という。）がいる場合は、開札執行宣言後、紙による入札書（以下「紙入札書」という。）の記載金額等を電子入札システムに登録した後、システムによる開札を行う。

- 2 入札参加者は、開札日時において、電子入札システムを利用できる環境にて待機しなければならない。

（入札書等未到達者の取扱）

第16条 入札書受付締切日時において入札書等が電子入札システムサーバーに到達していない場合は、入札に参加しない又は入札を辞退したものとみなす。

（証明書等提出後の取り下げ、入札辞退）

第17条 電子入札システムによる証明書等の提出後、その開札までの間に入札参加者が参加資格確認申請の取り下げ又は入札の辞退を申し入れてきた場合には、これを認めるものとする。

- 2 証明書等の提出後に入札を辞退しようとする入札参加者は、開札執行の前までに辞退書（様式6）を機構に提出しなければならない。

（くじによる処理）

第18条 機構は、落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あり、くじにより落札者の決定を行うこととなった場合には、くじを実施する旨及び対象入札参加者名・入札金額を明記した保留通知書により当該入札参加者全員に通知を行い、くじ実施後、第19条の規定に基づき落札決定通知書を発行するものとする。

（落札者決定通知書の交付）

第19条 機構は、電子入札により落札者を決定したときは、電子入札システムにより落札者決定通知書を送付する。

（落札者決定が遅れる場合の処理）

第20条 機構は、落札者決定が開札予定日時から著しく遅延する場合は、当該入札参加者に状況の連絡を行う。

（再度入札）

第21条 機構は、落札となる者がないときは、再度の入札（以下「再度入札」という。）に付することができる。

- 2 再度入札の入札書締切期限は、開札結果の通知と同時に通知する。
- 3 再度入札の回数は、当初入札を含め原則4回までとする。
- 4 再度入札の結果、落札となる者がないときは、最終回目の最低の価格をもって入札した者と随意契約に移行する、又は入札を打ち切る。
- 5 再度入札は原則として開札日に行う。再入札書の受付時間は、当面20分を標準として設定するものとする。

第7章 提出書類等の取扱

（使用アプリケーション及びファイル形式等の指定）

第22条 入札参加者が当該入札案件にて提出する証明書等を、電子入札システムの機能を利用して電子ファイルにより提出するときに使用できるアプリケーションソフト及びファイル形式は、PDFファイル形式とし、印刷・保存が可能な設定とする。ただし、その他の指定がある場合は、案件毎に入札参加者に明示する。

（圧縮方法の指定）

第23条 証明書等をファイル圧縮する場合は、LHZ形式又はZIP形式に限定する。

ただし、自己解凍方式は指定しないものとする。

(証明書等の電子入札システムによらない提出の基準)

第24条 証明書等のファイル容量は2MB以内とする。なお、2MBを超える場合は、入札担当者に連絡の上、電子メール又はファイル交換システムのいずれか任意の方法により提出する。

(電子入札システムによらない証明書等の提出期日及び提出場所)

第25条 前条に基づき電子メール又はファイル交換システムにて提出する証明書等の提出期限は、入札案件の公告に示す当該証明書等の提出期限と同じとする。

2 前条による証明書等の提出場所は、入札担当者が指定する宛先とする。

(ウィルス感染ファイルの取扱)

第26条 入札参加者は、ウィルス対策用のアプリケーションソフトを導入の上、常に最新のパターンファイルを適応して証明書等を作成し、提出する際には、必ずウィルス感染のチェックを行う。

2 機構は、入札参加者から送信された証明書等へのウィルス感染が判明した場合は、直ちに閲覧等を中止して当該入札参加者に証明書等がウィルス感染している旨を電話で連絡し、別途証明書等を持参するよう指示する。

(入札書への提案値の添付)

第27条 総合評価落札方式の場合における提案値は、入札書の提出時に、添付機能により提案値を添付して提出しなければならない。なお、入札書に提案値が添付されていない場合は入札を無効とするものとする。

第8章 紙入札

(紙入札を認める特例)

第28条 入札参加者は、次の各号に掲げる事由により紙入札による入札参加を必要とするときは、「紙入札参加承認申請書」(様式7)を当該入札の証明書等受付締切予定日までに提出し、機構から紙入札による入札参加の承認を得なければならない。

一 登録ICカードが失効、破損等で使用できなくなり、ICカード再発行の申請中の場合

二 電子入札システムが使用できない状態にある場合

三 電子入札システムを利用する環境が整っていない場合

四 海外に本社を置く法人であって、認証局よりICカードの交付を受けられない場合

五 電子入札への対応準備中の場合(ただし、紙入札参加承認申請書に電子入札への対応準備状況及び導入予定日を記入し、電子証明書利用申込書の写し又はそれと同等の意味を有する文書の写しとともに提出すること。)

六 機構における全ての入札を通じ、年度内において一回目の申請である場合(ただし、承認期間は1か月とする。)

七 その他機構がやむを得ない事由があると認める場合

2 機構は、前項の「紙入札参加承認申請書」が提出されたときは、全体の入札手続きの影響を考慮した上でその認否を決定し、その結果を「紙入札参加承認通知書」により通知する。

- 3 当該入札の証明書受付締切日時後から入札提出締切日時の間にシステム障害等により入札書の提出ができない場合は、速やかに機構に連絡した上、第一項の「紙入札参加承認申請書」を提出し、紙入札による入札参加に移行するものとする。
(紙入札の取扱い)

第29条 前条に基づき紙入札の参加又は紙入札への変更を認めた場合は、機構は、紙入札業者に対し、電子入札に係る作業を行わないよう指示する。ただし、既に実施済の電子入札システムによる書類の提出又は受信は有効なものとして取り扱う。

(紙入札書の入札及び開札場所)

第30条 機構は、紙入札書の入札及び開札場所を「紙入札参加承認通知書」により紙入札業者に示す。

(紙入札による入札方法)

第31条 紙入札業者は、持参する紙入札書等に必要な事項を記載の上、記名押印し、指定された入札及び開札場所に設置された所定の入札箱に投函させるものとする。なお、入札金額内訳書の提出を求められたときは、当該入札書と併せてこれを投函する。

(再度入札)

第32条 再度入札を行う場合、紙入札業者についても電子入札の入札書受付期限までに入札書を入札箱に投函する。

第9章 障害発生時の対応

(入札参加者側の障害発生時の対応)

第33条 入札参加者側の障害により電子入札ができない旨の申告があった場合は、障害の内容と復旧の可否について調査確認を行うものとする。すぐに復旧できないと判断され、かつ、次の各号に該当する障害等により、原則として複数の入札参加者が参加できない場合には、入札受付締切予定時間及び開札予定時間（以下「入開札時間」という。）の変更を行うことができるものとする。

一 天災

二 広域・地域的停電

三 プロバイダ、通信事業者に起因する通信障害

四 その他、時間変更が妥当であると認められた場合（ただし、ICカードの紛失・破損、端末の不具合等、入札参加者の責による障害であると認められる場合を除く。）

2 前項により入開札時間の変更を行う場合であって、変更後の予定時間等が直ちに決定できない場合においては、仮の日時を入力した日時変更通知書を入札参加者あて通知するものとし、当該通知書に、開札日時正式決定後に再度変更通知書が通知される旨の記載を行い、正式な開札日時が決定した場合には、再度変更通知書を通知する。

(発注者側の障害発生時の対応)

第34条 機構は、電子入札システムの障害等により、電子入札の執行が困難な場合は、状況を調査確認し、復旧見込み等を総合的に判断して入札参加申請及び入開札時間の延期若しくは中止又は紙入札への変更などの対応をとる。この場合、状況に応じ、ホームページ、電子メール、電話等の手段により入札参加者等に連絡及び公表を行う。

2 機構は、電子入札システムの障害により開札を中止する場合は、既に提出された入札書の開札を行わない。

第10章 電子入札システムにて発行された文書の取消し
(電子入札システムにより発行された文書の取消し)

第35条 機構は、電子入札システムにて発行された文書（合否結果通知書、無効通知書、落札者決定通知書等）が、電子入札システムの障害、システム操作者の錯誤等により誤ったものである場合は、当該文書を取り消すことができる。この場合、取消しに係る処理は、電子入札システムを使用しない。

第11章 電子入札システムの運用時間
(電子入札システムの運用時間)

第36条 電子入札システムの運用時間は、平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から1月3日までの日を除く。）午前8時00分から午後8時00分までとする。

様式1（第6条関係）<削除>

様式2（第6条関係）

令和 年 月 日

利用者登録通知書

(商号又は名称)

(担当部署名)

(担当者名)

様

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事

公印省略

【利用者登録申請があつた場合】

令和 年 月 日付け申請のあつた利用者登録申請につき、

【利用者登録変更申請があつた場合】

令和 年 月 日付け申請のあつた利用者登録変更申請につき、

【機構の入札参加資格申請に伴う場合】

令和 年 月 日付け申請のあつた入札参加資格申請につき、

下記のとおり登録し、利用者登録番号及びパスワードを決定したので通知します。

なお、本情報は重要ですので大切に保管するとともに、電子入札システムへのＩＣカードの利用登録をお願いいたします。

記

住所	
商号又は名称	
代表者氏名	
受任者氏名	
ユーザID／利用者登録番号	
パスワード	

入札情報システムでは、電子・紙入札・公募を問わず、公告の閲覧はどなたでも可能ですが、仕様書等をダウンロードする際には、上記の利用者登録番号及びパスワードが必要になります。

以上

様式3（第10条関係）

委任状

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 殿

(委任者)
所在地
商号又は名称
代表者氏名

印

私は上記の者を代理人と定め、貴機構発注の案件について次の権限を委任します。

1. 受任者

所在地
部署名
役職・氏名

2. 委任事項

委任する事項の□に✓を付けてください。✓を記したもの有効とします。

- 見積及び入札に関する一切の権限
- 契約締結に関する一切の権限
- 契約の履行に関する一切の権限

3. 委任期間 令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで

添付書類 受任者のICカードの企業情報登録内容が表示されたものを添付

様式4（第11条関係）

ICカード変更承諾申請書

1. 案件名

2. 変更後企業ID

3. 変更理由

上記案件について、電子入札システムにより入札に参加することとしていますが、
使用しているICカードについて上記理由により開札までの間に使用できなくなること
から、ICカードの変更を承諾されたく申請します。

令和　　年　　月　　日

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事 殿

上記について承諾します。

令和　　年　　月　　日

殿

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事

様式5（第13条関係）

令和　年　月　日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

入札参加申込書

競争参加資格取得の手続き中のため、証明書提出期限までに競争参加資格の写しを提出できませんが、入札書提出期限までに取得することを条件に、入札に参加したいので申込みいたします。

競争参加資格を取得次第、競争参加資格の写しを提出いたします。

記

件 名：

入札日時：

以上

様式6（第17条関係）

辞 退 書

件名

上記について、都合により、競争参加資格確認申請を取り下げます。

上記について、都合により、入札を辞退します。

令和　　年　　月　　日

住所

商号又は名称

代表者氏名

国立研究開発法人情報通信研究機構

契約担当理事 殿

様式 7 (第 28 条関係)

令和 年 月 日

国立研究開発法人情報通信研究機構
契約担当理事 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名
担当者氏名
連絡先

紙 入 札 参 加 承 認 申 請 書

下記の案件は、電子入札対象案件ではありますが、今回は当社においては以下の理由により電子入札システムを利用しての参加ができないため、紙入札方式での参加を承諾いただきますようお願いいたします。

件 名 :

入札書提出締切日時： 年 月 日 時 分

電子入札システムでの参加ができない理由：

- 電子証明書（ICカード）が失効又は破損等により再発行申請中
- 電子入札システムが使用できないため
- 電子入札システムを利用する環境が整っていないため
- 海外に本社を置く法人であって、認証局より ICカードの交付を受けられない。
- 電子入札への対応準備を行っているが、間に合わなかったため。

・導入予定日：令和 年 月 日

・現時点での導入準備状況

- 電子入札システム運用基準第 28 条第 1 項第 6 号の事由によるもの（ただし、当機構における全ての入札を通じて各社各年度につき 1 回のみ申請可とする。）
- その他（以下に理由を記入のこと。）